

指定管理者制度について



総務省

令和7年6月12日(木)

総務省自治行政局

局長 阿部 知明

指定管理者制度と地方行革の推進

- 行政改革の重要な課題として、規制緩和、行政の民営化、行政運営への民間の経営手法の導入、PFIの積極的導入等が求められる中、公の施設の管理のあり方の見直しも求められることとなり、平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が創設され、同年9月2日に施行された。
- 地方自治体が積極的に行革等に取り組む中で、指定管理者制度の活用等も進められてきた。

【平成17～21年度】＜集中改革プランの実施＞

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定 「今後の行革指針(H16.12)」「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
 - 「新地方行革指針」(H17.3) ➤ 集中改革プランの作成・公表の要請(民間委託、指定管理者制度、PFI、地独法の活用等)
 - 「地方行革新指針」(H18.8) ➤ 更なる定員の純減、公会計整備等

【平成22年度～】＜自主的・主体的な行革の推進＞

- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
- 指定管理者制度に係る取組が進む中、明らかとなった留意点を助言
 - 「指定管理者制度の運用について」(H22.12) ➤ 指定管理者制度は自治体の自主性に委ねる制度、公共サービス水準確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を指定するもので単なる価格競争による入札とは異なるもの等

【平成27年度～】＜地方行政サービス改革の推進＞

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
 - 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
 - 民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し等
- 業務改革を推進するため、民間委託等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表、取組状況の見える化を実施

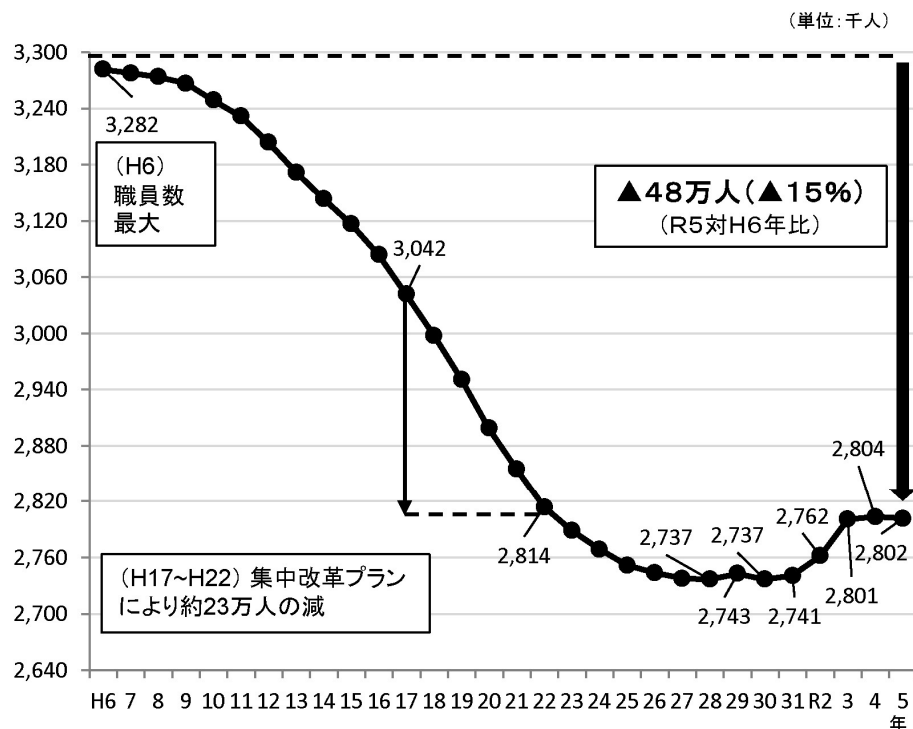
+ 【令和2年～】＜デジタル技術を活用したBPRの推進＞

- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画
 - 自治体フロントヤード改革、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化等

地方公共団体の職員数の推移

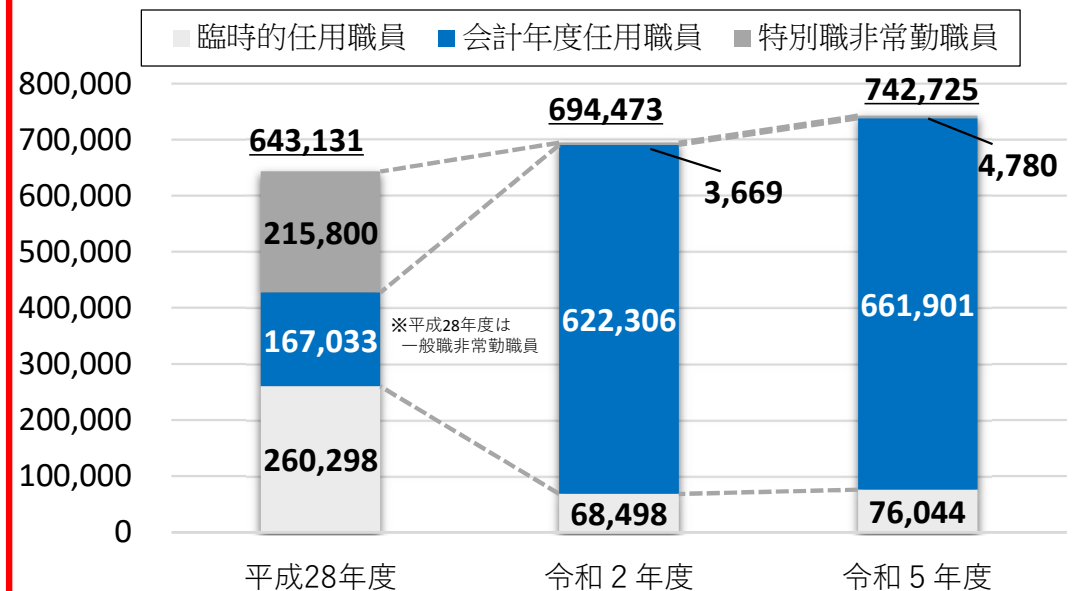
- **常勤の職員数**は、平成6年の約328万2千人をピークとして、**平成28年まで一貫して減少**。その後、微増し、**令和5年度は、約280万2千人**。
- 一方で、**会計年度任用職員を含む臨時・非常勤職員**については、総務省調査によると、平成28年度の64万3千人から令和5年度の74万3千人へと、**7年間で10万人(15.5%)増加**している。

■ 常勤の職員数の推移(平成6年～令和5年)



※ 各年度の4月1日現在

■ 臨時・非常勤職員数の推移



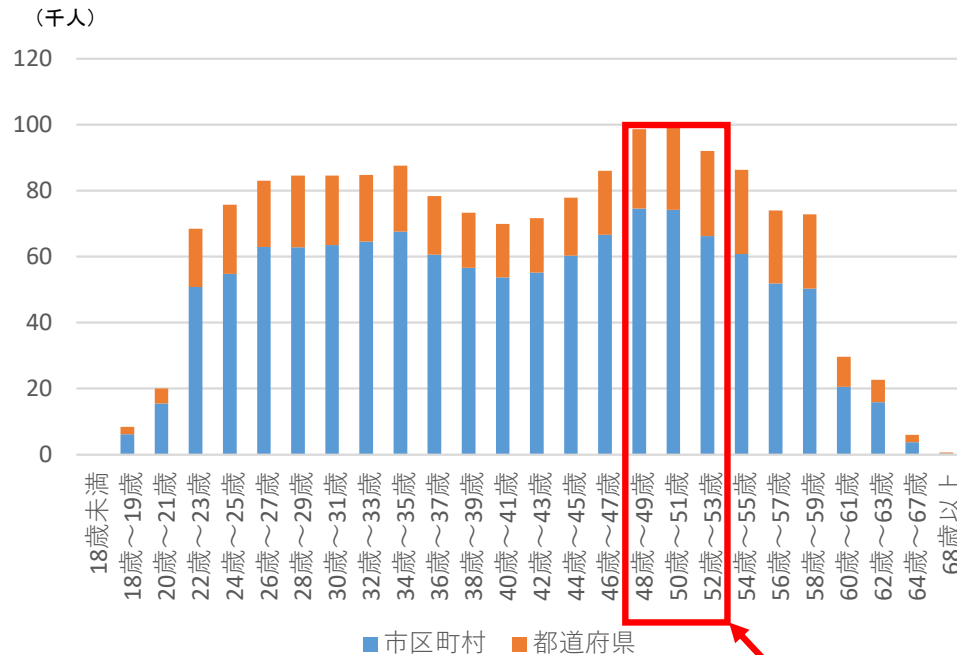
※ それぞれの年度の4月1日が調査時点

※ 任用期間が6ヵ月以上(見込みも含む)かつ1週間の勤務時間が常勤職員の半分以上の職員が対象

地方公共団体における経営資源の制約

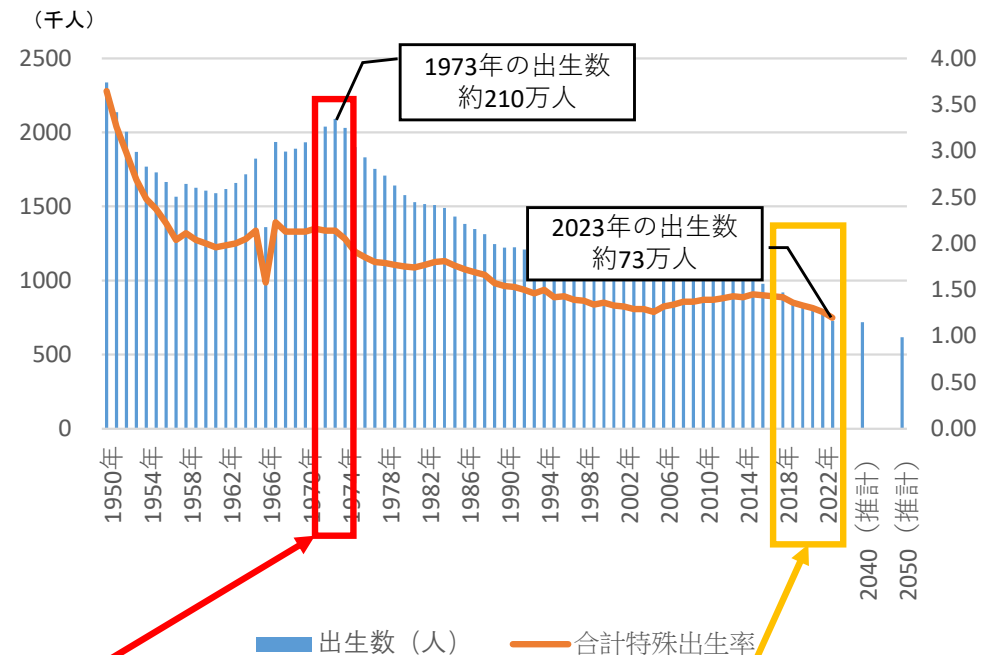
- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。

都道府県及び市町村の年齢別職員数（2023年）



（出典）総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

（出典）2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

- 今後、より少ない自治体職員数で、質の高い行政サービスを提供していくためには、多様な主体を活用していくこと、特に民間事業者のノウハウ等を取り入れた効果的・効率的な対応が重要である。

指定管理者制度について

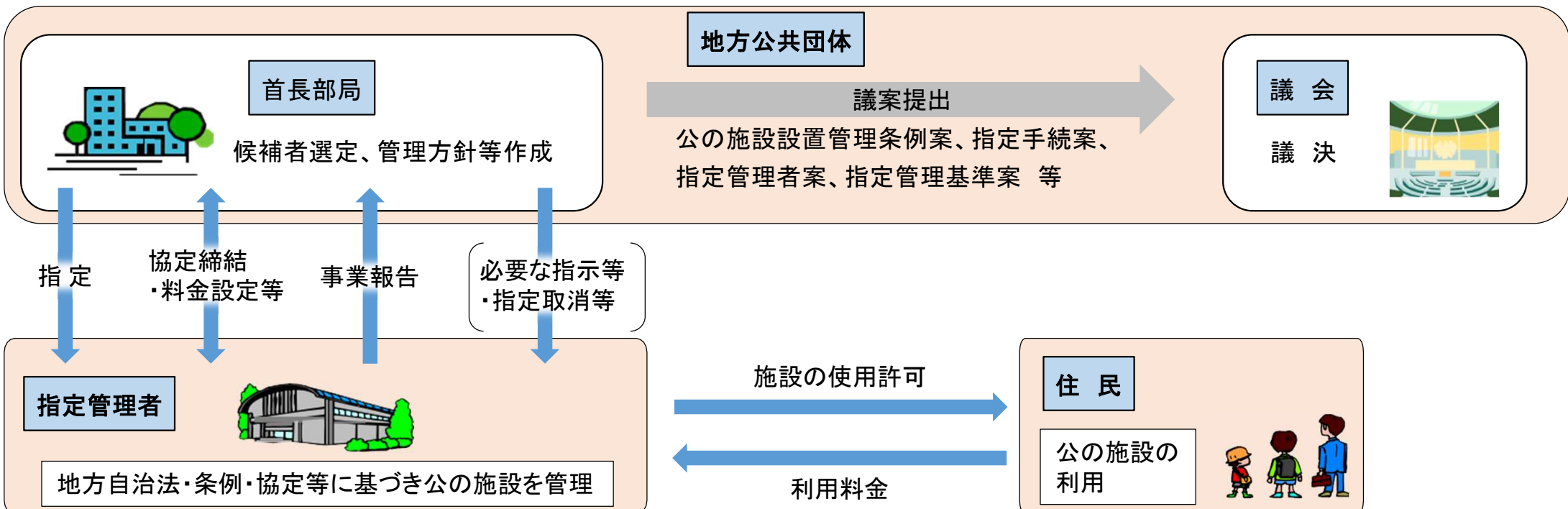
- 指定管理者制度は、「**公の施設**」の管理に**民間事業者等の有するノウハウを活用**することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。
- 指定管理者制度のポイントとしては、**民間事業者も含む「法人その他の団体」を指定、指定管理者による施設使用許可処分も可能、地方公共団体の広い運用裁量(選定手続、指定期間など)**が挙げられる。

☆「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設 例: 体育館、博物館、老人福祉施設、公立病院、都市公園など

- 【要件】
- | | | |
|---------------------------|-----|-------------|
| ① 住民の利用に供するためのもの | → × | 試験研究機関、庁舎など |
| ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの | → × | 物品陳列所など |
| ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの | → × | 競輪場、留置場など |
| ④ 地方公共団体が設けるもの | | |
| ⑤ 施設であること | | |

【指定管理者制度のイメージ】

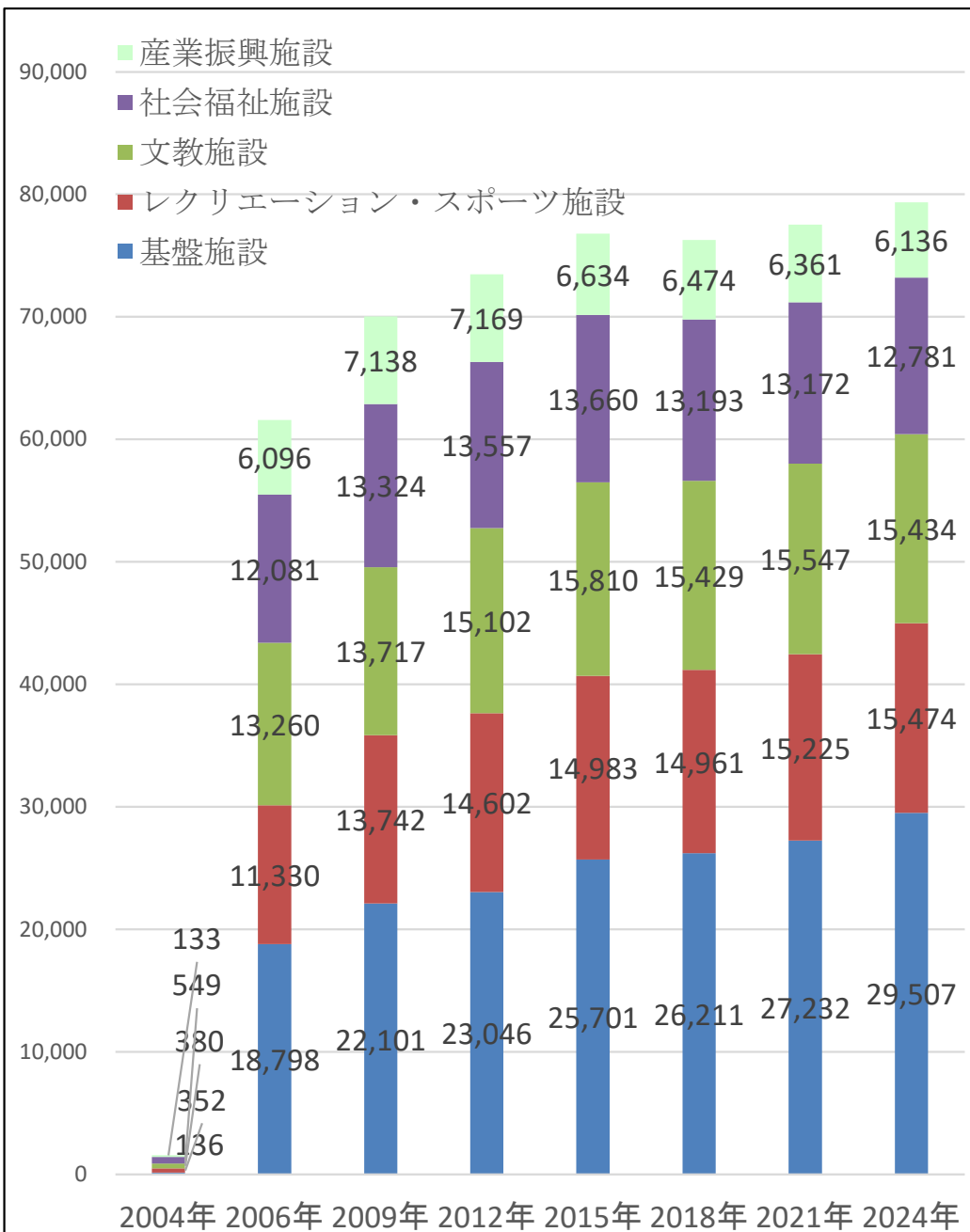


指定管理者の適正な管理の担保

- 公の施設の目的や形態は多種多様であるが、その適正な管理を確保するために、一般法たる地方自治法において、指定管理者に管理を行わせるにあたって必要な手続や設置者たる地方公共団体の権限を定め、これに基づき、各地方公共団体の条例で、指定の手続、管理の基準、業務の範囲等を具体的に定めることとしている。
- 具体的には、次に掲げる事項を規定し、指定管理者による管理に対する地方公共団体の関与及びこれを通じた当該公の施設の適正な管理を確保することとしている。

- ① 住民平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が法律で指定管理者にも義務づけられている
- ② 「選定の手続」を条例によって定め、指定管理者の指定にあたっては議会の議決を経る
- ③ 「業務の範囲」「管理の基準」を条例で定める
- ④ 指定管理者は、毎事業年度終了後、事業報告書を提出
- ⑤ 地方公共団体の指示に従わないとき等は、必要に応じ、指定の取消等を行うことができる

指定管理者制度の導入状況



(令和6年4月1日現在)

○指定管理者制度が導入されている施設数 79,332施設
(都道府県6,658、指定都市8,016、市区町村64,658)

○施設の種類の

- ・基盤施設 29,507施設(37.2%)
(公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設 等)
- ・レクリエーション・スポーツ施設 15,474施設(19.5%)
(体育館、競技場、プール、海水浴場 等)
- ・文教施設 15,434施設(19.5%)
(図書館、博物館、公民館・市民会館等、文化会館等)
- ※うち 公民館・市民会館等、文化会館等 8,505施設(10.7%)
- ・社会福祉施設 12,781施設(16.1%)
(病院、診療所、特別養護老人ホーム、福祉・保健センター 等)
- ・産業振興施設 6,136施設(7.7%)
(産業情報提供施設、展示場施設・見本市施設、開放型研究施設 等)

○民間企業等が指定管理者の施設数 35,572施設(約4割)

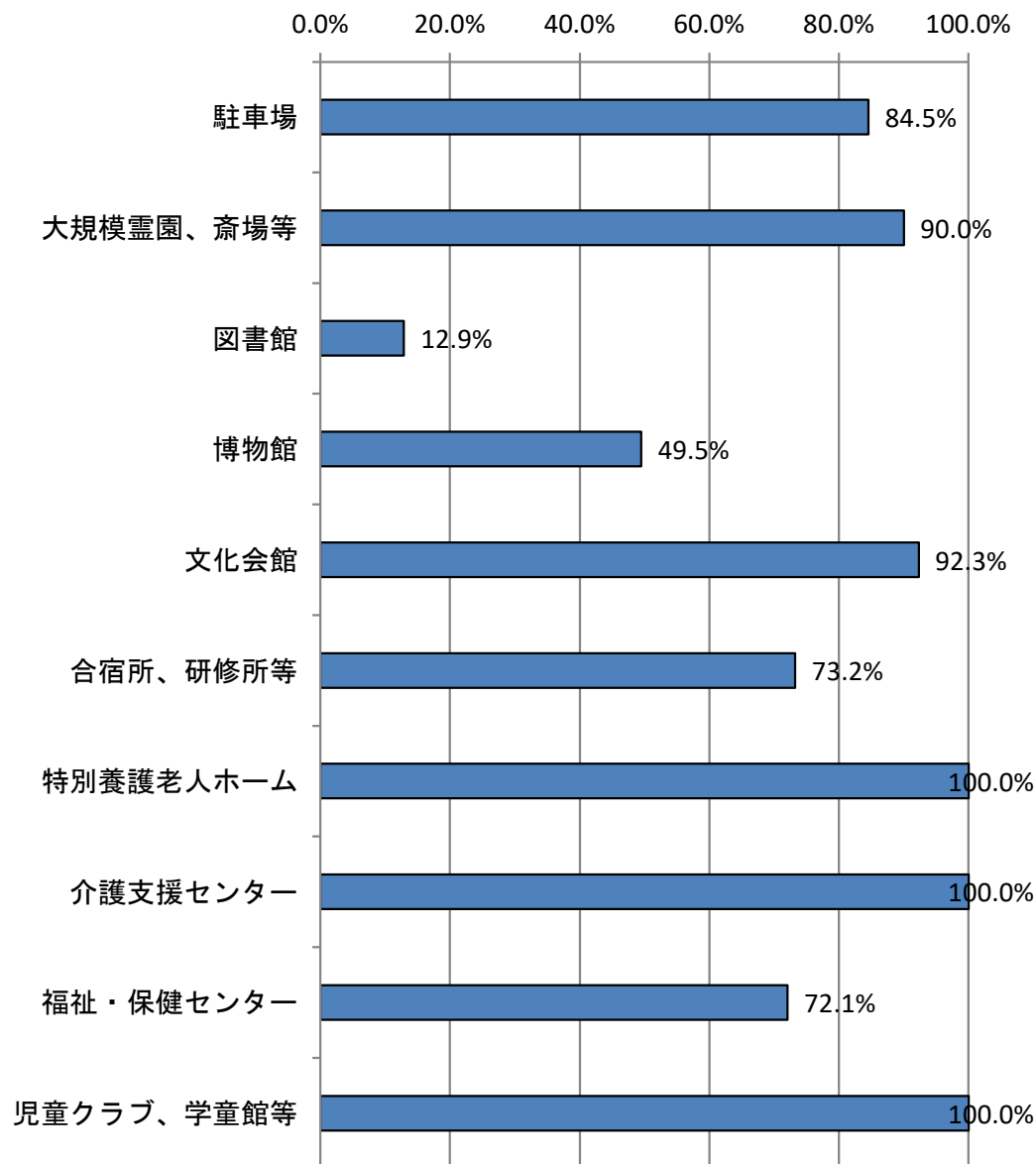
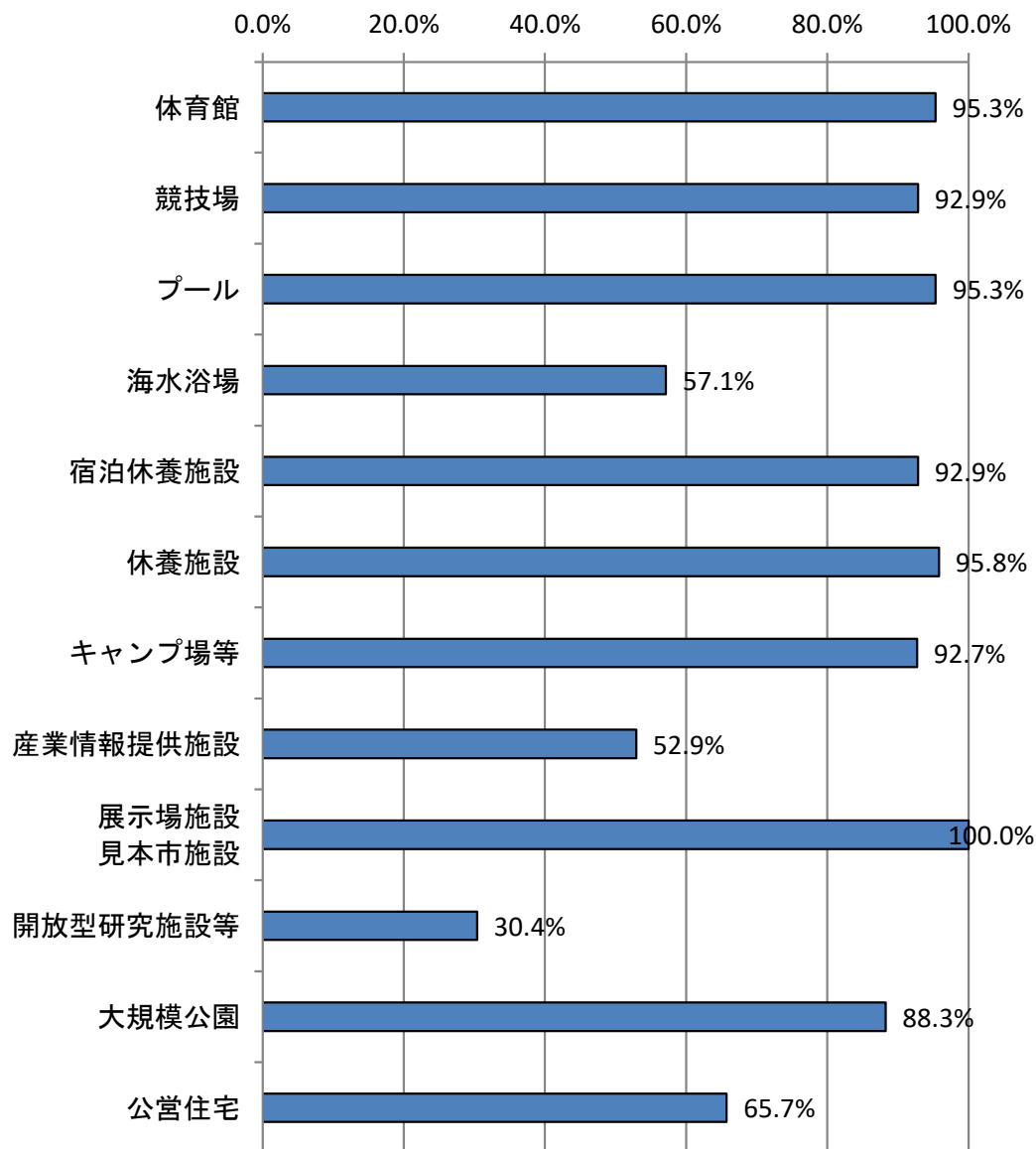
出典:総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」

指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

都道府県

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

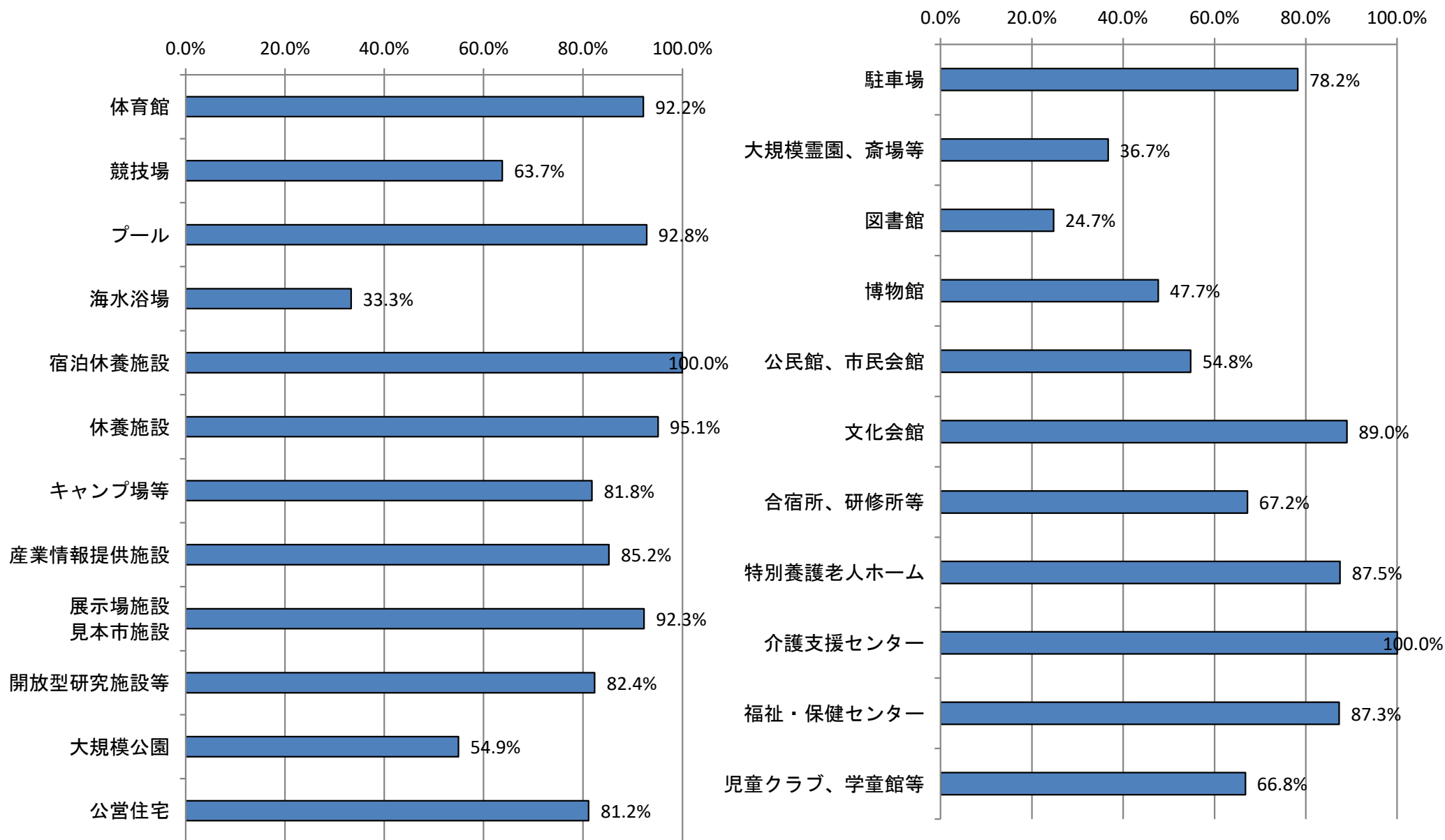


指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

指定都市

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

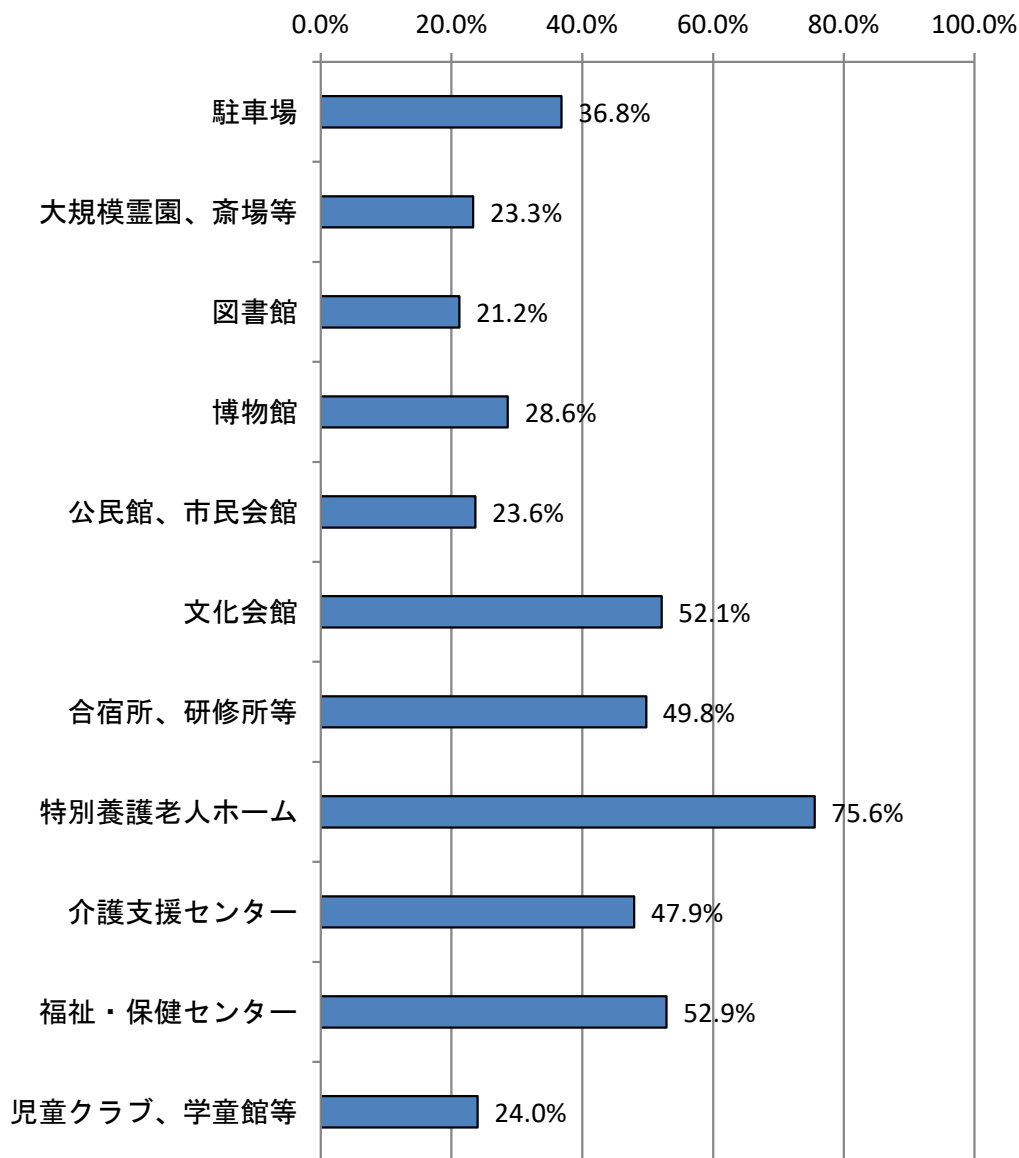
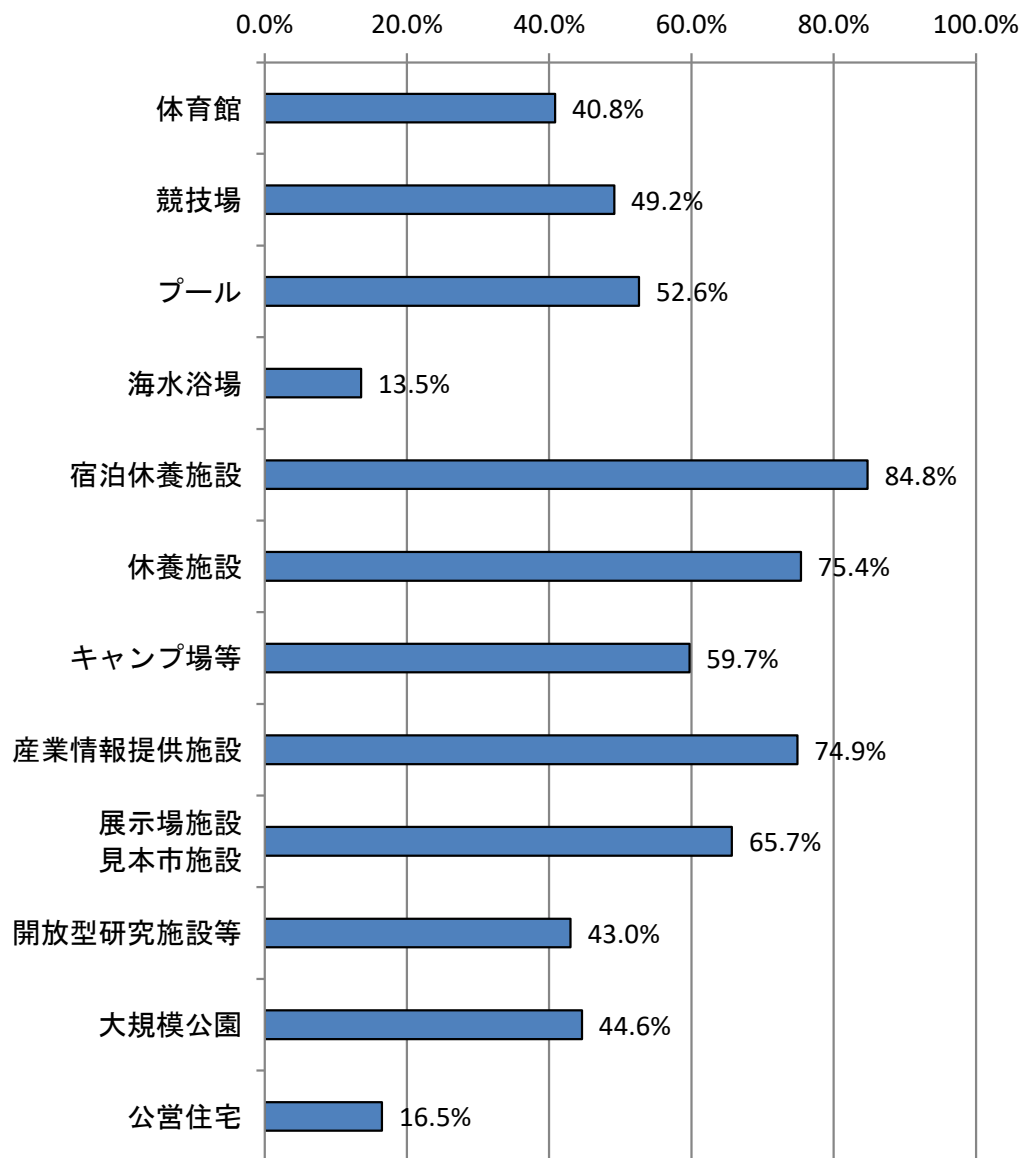


指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)

令和5年5月17日公表「地方行政サービス改革の取組状況等調査結果」より

市区町村

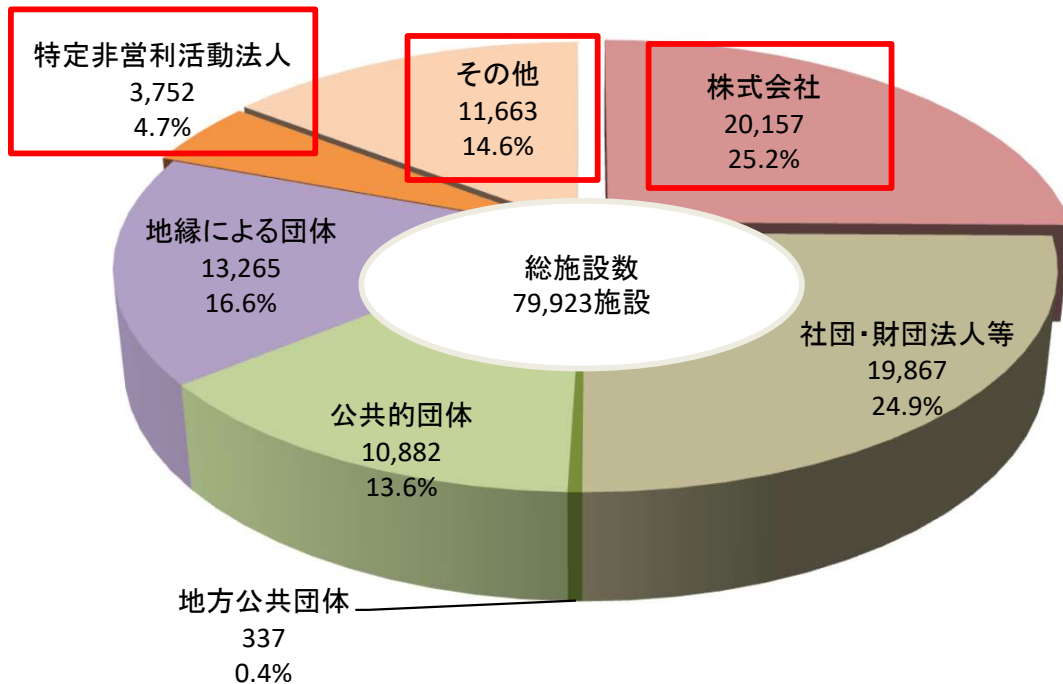
導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】



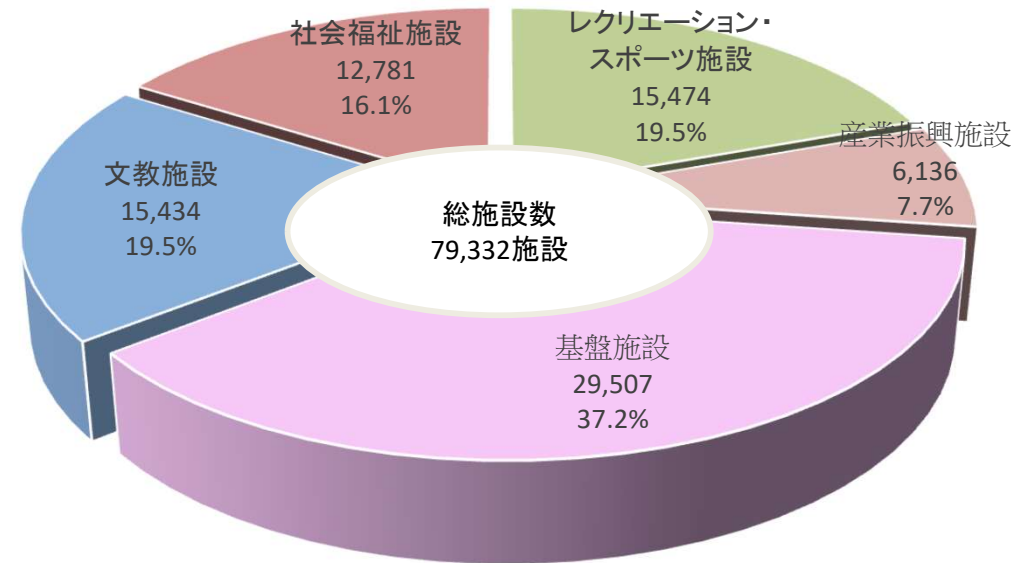
1. 指定管理者の状況

○ 約4割の施設で、指定管理者に民間企業等（株式会社、特定非営利活動法人、学校法人等）を指定（前回調査（R3.4.1現在）より、1.4ポイント増）。

業種別の指定管理者の状況



施設の内容



※その他：学校法人、医療法人、共同企業体 等

※複数回答があるため、各数値の合計と総施設数は一致しない

2. 指定期間の状況と変化

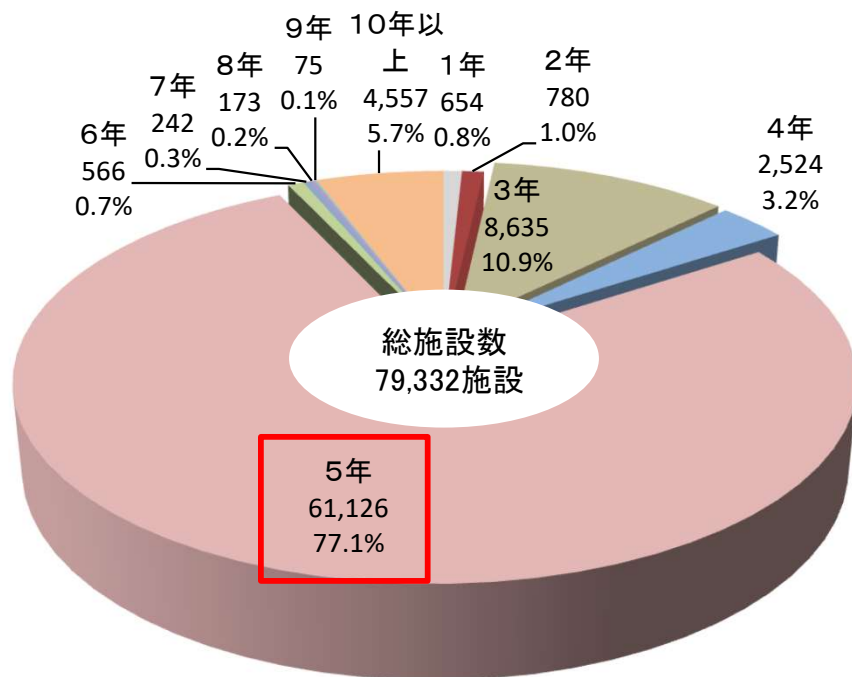
- 指定期間が5年の施設が75%を超えている。

	(18年前)	(前回:3年前)	(今回)
指定期間3年	: 47.3%	→ 13.3%	→ 10.9%
指定期間5年	: 28.9%	→ 72.7%	→ 77.1%
指定期間10年以上	: 5.7%	→ 5.6%	→ 5.7%

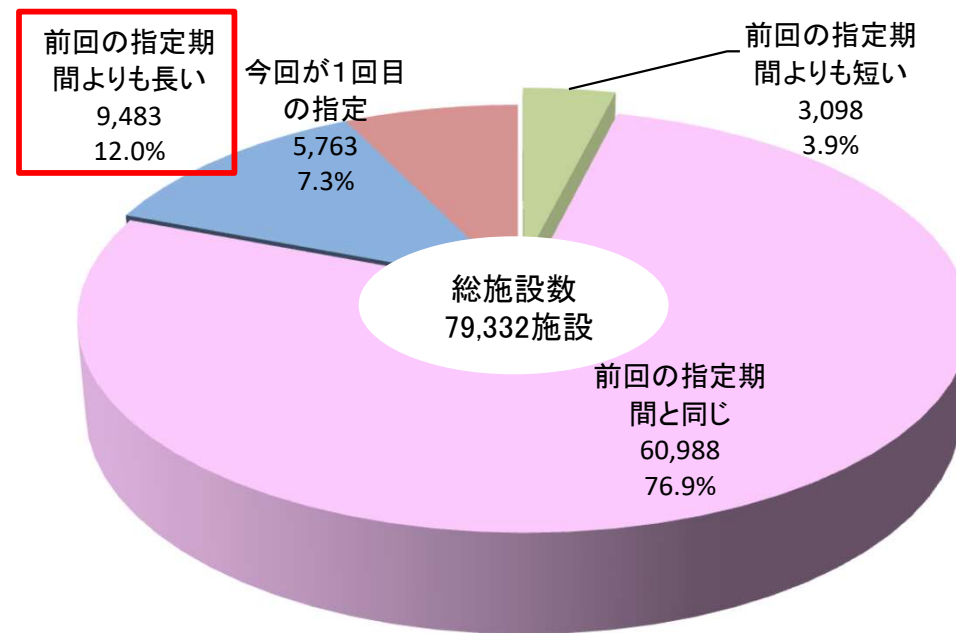
指定期間の長期化の傾向がみられる。

- 前回よりも指定期間を長くした施設は、約1割。

指定期間の状況



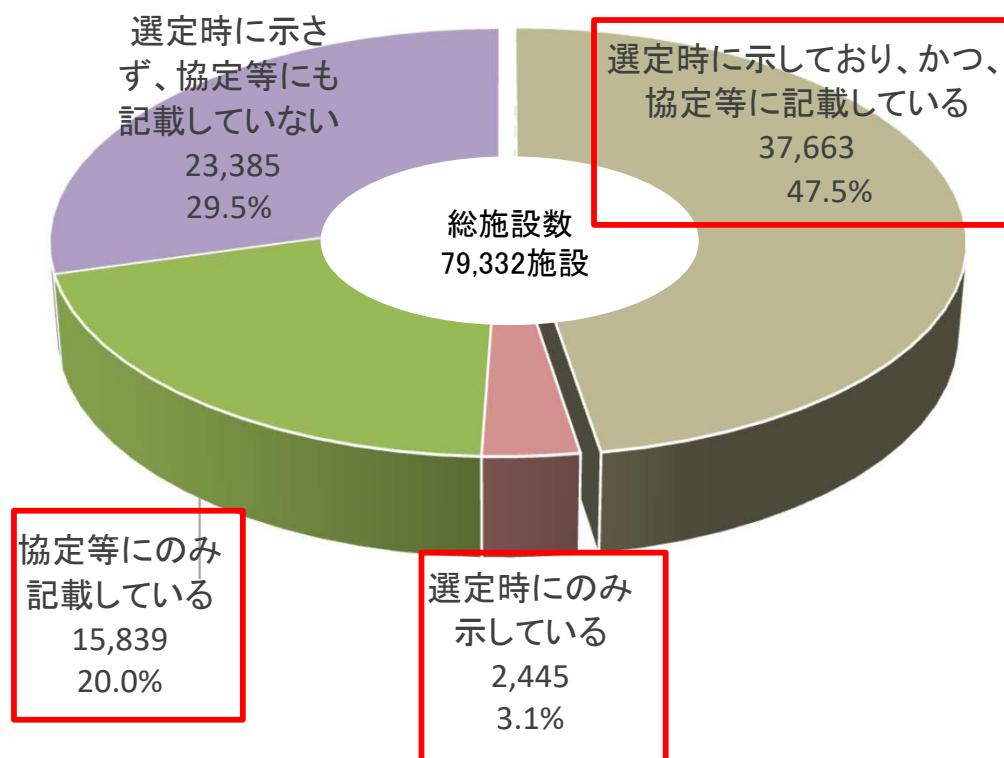
指定期間の変化



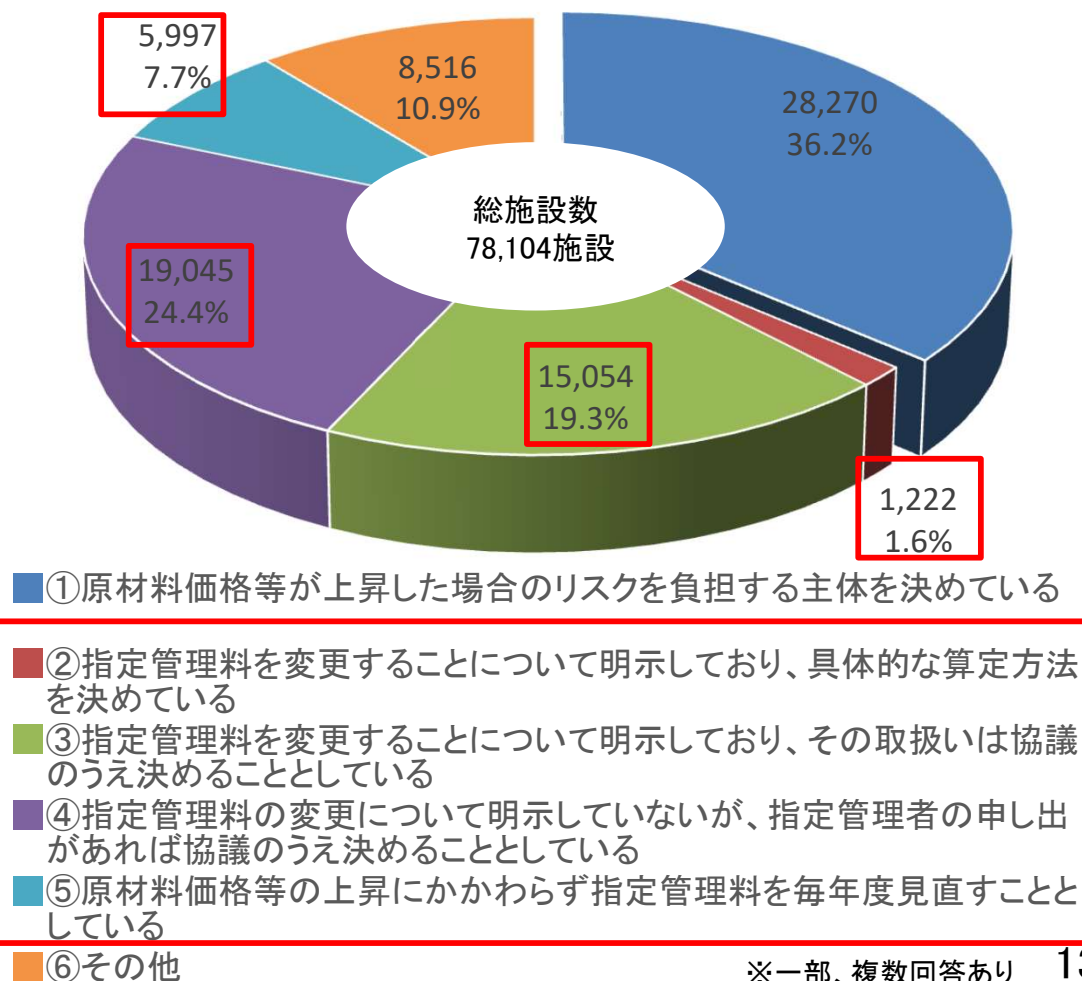
3. 原材料価格等の上昇に係る対応

- 原材料価格等の上昇に係る対応の協定等への記載状況について、約7割の施設で選定時や協定等に提示
- 原材料価格等の上昇に対し、半数超の施設で指定管理料の変更等の対応を行うことが明記されている(下右表②～⑤)。

対応の協定等への記載状況



対応内容の協定等への記載状況



地方公共団体における適切な価格転嫁に向けた今後の取組について

令和7年3月28日
新しい資本主義実現会議
総務大臣提出資料

適切な価格転嫁に向けたこれまでの取組

- 総務省においては、これまで様々な機会を捉えて、自治体に対し、以下の取組を実施いただくよう依頼。
 - ・ 最新の実勢価格を踏まえた適切な予定価格の設定 ・ 契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施（スライド条項の設定を含む）
 - ・ 契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合の契約変更の可否についての迅速かつ適切な協議
 - ・ 低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な活用（工事以外の契約への拡大等）
- 自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食等に係る委託料の増加への対応として、令和7年度地方財政計画に1,000億円を計上（前年度比＋300億円）。
- 「重点支援地方交付金」（R6補正予算）は、公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。本交付金の活用も検討いただきながら、労務費等の適切な価格転嫁を図っていただきたいことを依頼。

今後の具体的な取組

① 価格転嫁等に関する相談窓口の設置等

- ・ 下請かけこみ寺において官公需に関する相談を新たに受け付けるとともに、全自治体に価格転嫁等に関する相談窓口を設置し、個別の自治体に関する相談については当該自治体の相談窓口を紹介。
- ・ 自治体案件については総務省も共有し、自治体の対応を確認するとともに、相談に対する対応の好事例を自治体にフィードバック。
- ・ 業界団体の要望に応じ、業所管省庁の協力を得て、業界団体と自治体との意見交換の場を調整。

② 重点支援地方交付金の活用についての更なる周知・助言

- ・ 各都道府県の財政部局等に対し、重点支援地方交付金の活用及び適切な価格転嫁の取組についてさらに助言を実施。

③ 官公需法に基づく基本方針の周知等

- ・ 自治体に対し、官公需法に基づき定められる「国等の契約の基本方針」に沿った対応を講じるよう要請。
- ・ 価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果のフィードバック及び必要な改善措置の実施。

民間委託・指定管理者に対する物価高騰対策に関する最近の動向①

【原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について(令和4年10月11日総行経第31号)(抜粋)】

令和4年8月26日に発出された「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和4年8月26日付総行行第233号自治行政局長通知)において、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること」とされております。

日本銀行が毎月発表する企業物価指数においては41年ぶりの上昇水準となっている等、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられますが、当該経費の増加については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方に基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

【指定管理者制度等の運用の留意事項について(令和6年4月1日総行経第9号)(抜粋)】

資材価格の高騰、賃金上昇等への対応については、「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」(令和4年10月11日総行経第31号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)、「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」(令和5年11月13日総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知)及び「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について」(令和5年12月26日総行経第52号総務省自治行政局行政経営支援室長)において助言をしてきたところです。
(略)

指定管理者制度及び民間委託の運用に係る課題への対応の事例を別添1のとおりとりまとめました(※次ページ以降ご参照) ので、各地方公共団体におかれましては、これらも参考に適切に対応いただきますようお願いいたします。

(事例 1) 実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更している事例

○指定の議決後に締結する基本協定書とは別に、実施協定書を毎年度締結。ガイドラインにおいて、最新の労務単価を使用することを明記。

○ 指定管理料の積算に係る留意事項

指定管理料については、事業者の提案した金額を基に、毎年度、施設所管課と指定管理者が協議を行うこととしているが、施設運営に関する社会情勢の変化を十分に踏まえ、施設の安全性やサービス水準の維持のために、適切に予算を確保することが重要である。

積算にあたっては、施設の設置目的、特殊性、専門性を考慮するとともに、指定管理者に求める能力、提供されるサービス等を前提にして適切に行う必要がある。

特に、人件費については、指定管理者の継続的な人材確保などを通じて施設運営の安定を図るため、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映する必要がある。

そのため、施設所管課は、次の点に留意し、適切な指定管理料の積算及び確保等に取り組むこと。なお、予算の確保については、必要に応じて財政局（財政調整課）と事前に協議しておくこと。

(1) 人件費の積算

- 人件費算定に用いる労務単価は最新ものを使用し、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、指定管理料に反映すること。
- 指定管理者に対しては、事前協議の中で、人件費の変動の趣旨やその充当方法を十分に説明したうえで、モニタリング等を通して適切に充当がなされているか確認を行うこと。

(2) その他留意事項

- 物件費については、備品購入費や施設等の修繕費などリスク軽減に係る費用など、施設の安全確保やサービス水準の維持に必要な経費を適切に積算し、指定管理料に反映すること。また、過去の実績や関係事業者からの見積等を参考に積算すること。
- 事故の発生や施設の機能不全といったリスクを未然に防ぐという観点を踏まえ、業務の優先順位について指定管理者と十分に協議すること。

引用元： 指定管理者の指定の手続に関するガイドライン Ver.3（福岡市HP）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/48171/1/shiteikannri.pdf?20230926135509>

(事例 2 - 1) 「指定管理者制度における賃金スライド制度」

○指定期間 2 年目以降の指定管理料について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映

(5) 賃金水準の変動率

賃金水準の変動率は、雇用形態ごとにそれぞれ次の変動率を用います。

ア 正規雇用職員等

横浜市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特例給の支給割合」）を前年度の同式と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X＋1 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{\{X \text{ 年度の月例給} \times (12 + X \text{ 年度の特例給割合})\} - \{(X-1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X-1) \text{ 年度の特例給割合})\}}{(X-1) \text{ 年度の月例給} \times (12 + (X-1) \text{ 年度の特例給割合})} \times 100$$

イ 臨時雇用職員等

神奈川労働局が公表する神奈川県最低賃金の額を前年度と比較して算出した変動率

※ 小数点第三位で四捨五入

【X＋1 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)

$$= \frac{X \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額} - (X-1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}}{(X-1) \text{ 年度の神奈川県最低賃金の額}} \times 100$$

引用元：指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（横浜市HP）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.files/0065_20240401.pdf

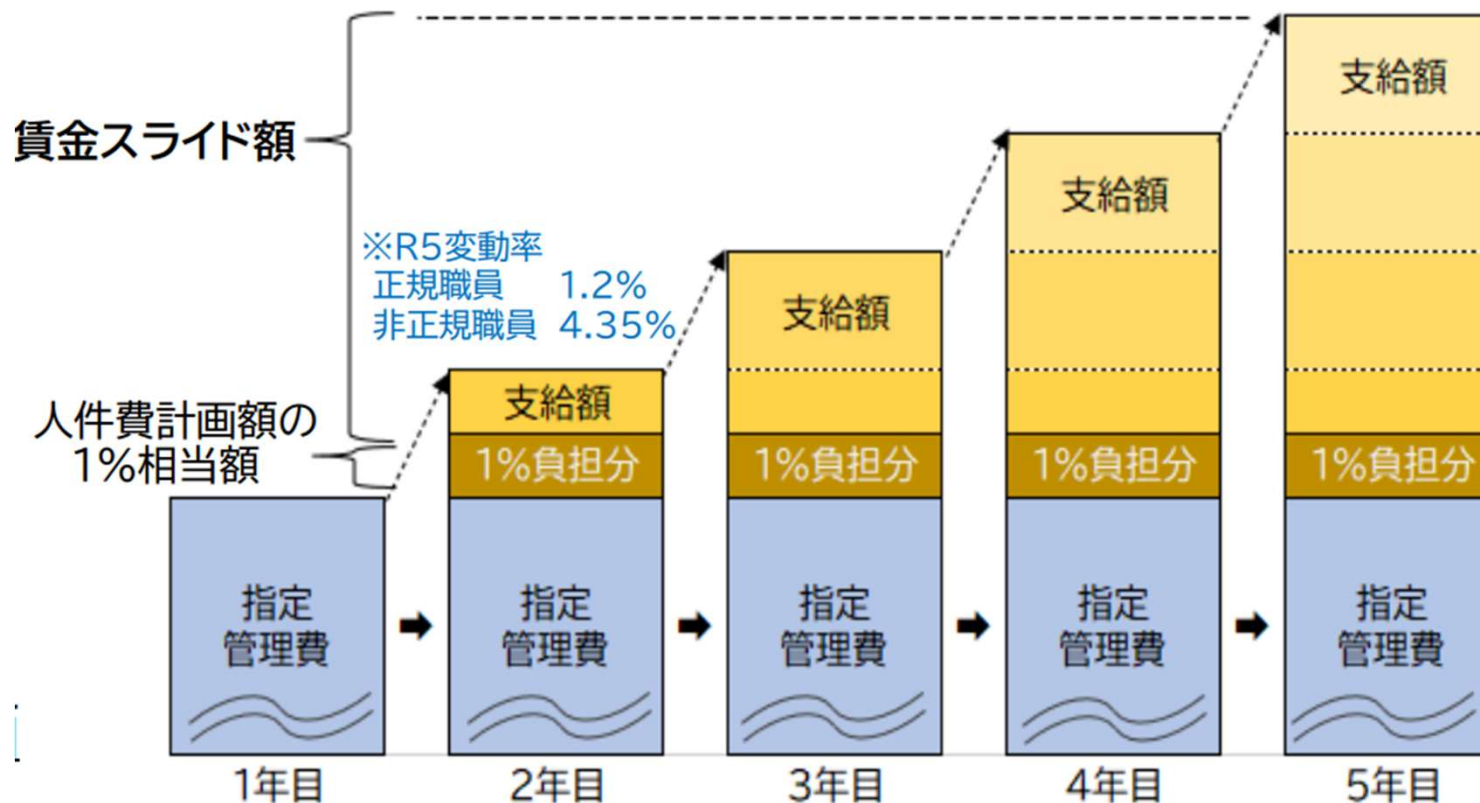
※「公共工事の円滑な施行確保について」（令和 5 年 11 月 30 日総行第 512 号・国不入企第 24 号通知）において助言をしている「いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 26 条）」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。

(事例 2 - 2) 「指定管理者制度における賃金スライド制度」

○社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準の変動に応じて、2 年目以降の指定管理費用を変更する仕組み
※賃金水準の変動をはかる指標

- ・正規職員分:札幌市人事委員会が毎年度実施する「民間給与実態調査における月例給」
- ・非正規職員分:最低賃金（北海道）

※物価変動については基本的に指定管理者のリスクとして整理しているため、人件費計画額の1%相当額までは指定管理者が負担



引用元：第1回 札幌市働きやすいまち推進協議会 資料1（札幌市HP）
https://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/koyo/documents/02_siryo.pdf

※「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和7年4月10日総行第107号・国不入企第1号通知）において助言をしている「いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）」と同様に、指定管理者制度においても運用している事例。

具体的な対応事例(指定管理者制度)

【資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査(令和7年5月13日事務連絡)(抜粋)】

別添の参考事例(※本ページ及び次ページ以降ご参照)では、著しい資材価格の高騰、賃金上昇等について、不可抗力の発生として取り扱い、指定管理者と協議の上、指定管理料を見直す方針を示した事例などを紹介しています。昨今の社会経済状況の変化に柔軟に対応するためには、このような取組を行うことは有効と考えます。

島根県

- 物価上昇等の影響を基本協定書に定める不可抗力の発生として取り扱うこととし、予め指定管理者との間で覚書を交わすことを庁内に周知。覚書の参考例についても併せて周知を実施。

2 対応の基本的な考え方

- ① 不可抗力条項の適用について、予め指定管理者との間で覚書を交わしておく。
- ② 以下を基本的な考え方として、基本協定書に基づく指定管理者との協議により、指定管理料の増減額を算定する。

(人件費及び施設維持管理費の増加分)

- ・事業報告書(収支報告書)における人件費及び施設維持管理費のR6決算額とR5決算額を比較し、差額を算出する。
- ・増加した人件費及び施設維持管理費について、第37条第3項に基づく追加費用として認定し、合理性の認められる範囲として県が負担する。(指定管理料を追加)
- ・R6年度に追加した指定管理料が過大であった場合は、R6年度当初予算で加算した額の範囲内で、R7年度補正予算で減算調整する。

(光熱費の増加分)

- ・事業報告書(収支報告書)における光熱費のR6決算額とR3決算額を比較し、差額を算出する。
- ・増加した光熱費について、第37条第3項に基づく追加費用として認定し、合理性の認められる範囲として県が負担する。(指定管理料を追加)
- ・R6年度に追加した指定管理料に過不足があった場合は、R7年度補正予算で調整する。

具体的な対応事例(指定管理者制度)

滋賀県草津市

- 昨今の賃金水準の上昇や、民間事業者の参入リスクの上昇等を踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、指定管理者制度に「賃金スライド制度」を導入。原則、全指定管理施設に導入することとし、令和7年度より次期指定期間が始まる施設から順次導入。

- ・ 毎年度、対象経費に、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した以下の「変動率」を乗じて増減額を算出し、この増減額から、指定管理初年度の対象経費に「1.0%」を乗じた自己負担分を差し引いた金額を賃金スライド額とし、次年度の指定管理料において、それに対応した増減を行う。

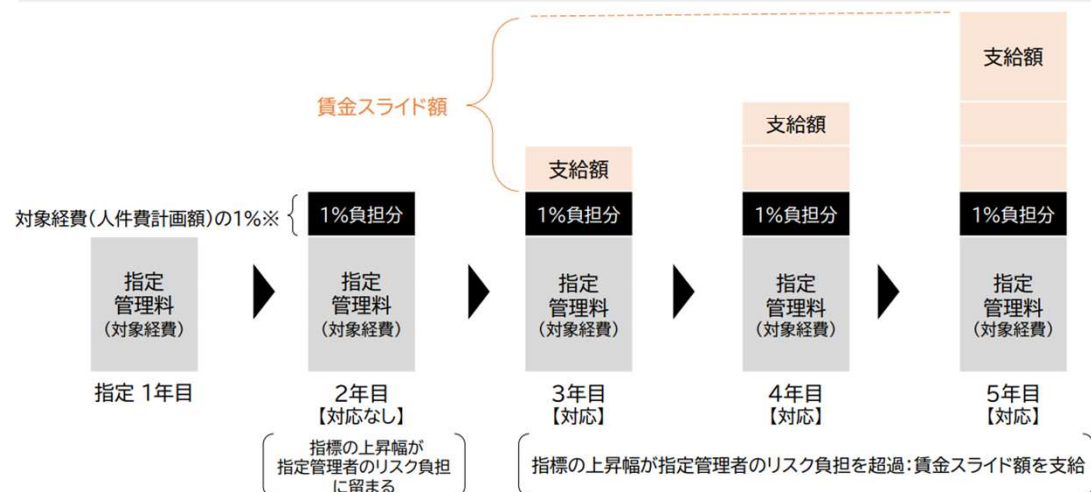
雇用形態	変動率(適用する指標)
正規職員相当 (指定期間以上の長期間、フルタイムで従事する者)	民間給与実態調査(滋賀県人事委員会公表) →当該年度に公表された「職員の給与等に関する報告および勧告」における「民間の給与(月例給)」×「12か月分」+「特別給の年間支給割合」を前年度の同式と比較して得た変動率を適用
臨時職員相当 (パート、アルバイト等)	滋賀県最低賃金(滋賀労働局公表) →当該年度に公表された最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用

【イメージ図】

$$\text{賃金スライド額} = \left(\text{対象経費} \times \text{変動率} \right) - \left(\text{対象経費(初年度)} \times 1.0\% \right)$$

(※) 【例】 指定期間2年目…初年度。指定期間3年目…初年度×2年目の変動率。

- ・ 物価変動については、指定管理者のリスクとして整理しているため、一定程度は指定管理者が負担
- ・ 他自治体の状況や、公共工事標準請負契約約款第26条のインフレスライドの受注者負担率を参考に設定



引用元：令和6年6月27日草津市行政経営改革推進本部会議資料(抜粋) (草津市HP)

具体的な対応事例(民間委託)

新潟市

- 清掃、警備業務など複数年にわたる業務委託契約について、スライド条項を導入し、算出したスライド額について、市と受託者で協議を行い、変更契約の締結を行う。

1 適用対象契約

複数年にわたる業務委託契約のうち下記業務を対象とします。

※対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明記します（下記 2 参照）。

- 日常的な清掃 ○人的な施設管理業務委託（受付事務など）
- 人的な警備業務（駐車場の整理など）○廃棄物や資源物・し尿等の収集
- スクールランチ・給食・調理等 ○その他の人的労働が中心となる業務の委託

(中略)

4 スライド額の算出

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基にスライド額を算出します。

履行開始日から 12 ヶ月経過後に、市は、「契約締結時に提出された直接人件費（未履行分相当額）」に履行開始時点と基準日時点の新潟県最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額でスライド額を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{直接人件費} \\ \text{(未履行分)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金変動率} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{請求者負担分} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

(請求者負担分: 契約金額(未履行分) × 1.0%)

民間委託・指定管理者に対する物価高騰対策に関する最近の動向②

【資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について(令和6年12月5日総行経第35号)(抜粋)】

総合経済対策においては、「重点支援地方交付金」について、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、「取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行う。その際、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが決定され、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について重点的な活用を推奨するとされており、引き続き、「重点支援地方交付金」を活用して適切に対応いただくようお願いいたします（別添1：「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」（令和6年11月22日閣議決定）（抜粋））。なお、「重点支援地方交付金」は、これまで地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設においても活用が可能であるほか、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者等に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などが対象となっていました。この点に関して、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされていますので、ご留意ください。（別添2：「令和6年度補正予算（第1号）案の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和6年11月29日内閣府地方創生推進室、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡））。

【自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について(令和7年1月8日総行経第2号)(抜粋)】

資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用については、令和6年12月に「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」（令和6年12月5日付総行経第35号行政経営支援室長通知）を発出したところですが、今般、令和7年度地方財政対策において、別添のとおり、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)し、普通交付税の単位費用により措置することとされましたので、引き続き、適切に対応いただくようお願いいたします。

「下請かけこみ寺」への相談対応について（イメージ）

- 地方公共団体の官公需に関する相談窓口リストを総務省において取りまとめ。その後、「下請かけこみ寺」に提供。
- 「下請かけこみ寺」では、中小企業等からの企業間取引の相談に加え、官公需関係の相談を新たに受け付ける。
- 官公需関係の相談を持ち掛けた中小企業等に対して、適切な相談窓口を紹介。相談概要は、総務省にも共有（市区町村に関する相談については、総務省から都道府県市区町村担当課にも共有。1ヶ月に1回程度）。
- 個々の地方公共団体に対する相談については、総務省において対応状況を確認するとともに、必要に応じて、相談に対する対応の好事例を地方公共団体にフィードバック。

<相談対応のイメージ>

